

事務連絡
令和8年2月16日

シルバー派遣会員 各位

公益財団法人いきいき埼玉
シルバー人材センター連合川越市事務所
事務所長 吉田 偉英 (印省略)

令和7年度 第11回安全衛生委員会の開催結果について (お知らせ)

シルバー派遣会員の皆様におかれましては、センター運営にご理解いただきありがとうございます。

さて、下記のとおり令和7年度第11回安全衛生委員会をセンターで開催いたしましたので、その内容等お知らせいたします。

記

1. 開催日時 令和8年2月16日(月)9時00分より

2. 協議内容

(1) 次年度の基本方針事業計画について

① ・別添資料「2025年度 安全衛生管理活動計画表」を基に対策等について確認。

3. その他

【産業医より】

メンタルヘルスについて、同じ職場でも精神的なダメージは100人100通りであり、先ほど委員の方から飲み会などを開いて、愚痴を言い合える場を設けるなどの対策の話があったが、その飲み会に対してストレスを感じる人がいるなど、様々なことに考慮しなければいけない時代になっていると、アドバイスを頂いた。

4. 連絡事項

① 健康診断の受診について (引き続き)

本年の健康診断のご予定はありますでしょうか？

労働契約法第5条に定められている「安全配慮義務」は発生することから、派遣元事業所として把握する必要があるため、是非健康診断は毎年の受診をお願いするとともに、診断書のコピーをご提出いただきたくお願い申し上げます。

毎年、5月頃川越市からの特定健康診査(ときもいきいき検診)について、皆様に通知が届いているかと思っておりますのでご検討ください。

② 健康上の悩みなどについて

安全衛生委員会では、産業医を含めて委員会を開催しております。
業務上のストレスや健康面で気になることなど、相談されたいことがございましたら、事務局担当までお気軽にご連絡いただくか、書面にてお知らせくださいますようお願いいたします。

※産業医の役割としては、健康診断とその結果に基づく措置、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度や長時間労働者に対する面接指導などがあります。

③ 自転車保険の加入について

埼玉県では、自転車の利用によって他人にケガをさせた場合に損害を補償できる保険等への加入が義務付けられています。自転車事故で高額な賠償事例がありますので、今一度ご自身の加入している保険の確認をお願いします。

④ 自動車保険（任意）の加入及び保険証券の控えの提出について

派遣会員においては、雇用関係が発生する為、自動車通勤の場合に保険証券の控えをセンターにて保管させて頂いております。任意保険未加入の方は加入をお願いします。保険証券未提出の方はセンターへご提出をお願いします。

⑤ 令和7年(2025年)分 給与所得者の基礎控除申告書兼扶養控除等（異動）申告書の送付について

毎年9月頃、就業している新規及び継続派遣会員の方を対象に令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書を郵送しておりますので、お手元に届きましたらご確認をお願い致します。

◆ インフルエンザが流行する時期となっておりますので、体調管理には十分ご留意くださいますようお願いいたします。

体調管理の徹底は勿論のこと、就業途上及び就業中の事故ゼロに向けて改めてご認識下さいます様宜しくお願い致します。

公益財団法人いきいき埼玉

シルバー人材センター連合川越市事務所

事務局担当：土屋・坂本・八鳥

(Tel : 049-222-2075)

メンタルヘルスについて

衛生委員会 産業医講話資料



M3 Career

厚生労働省: みんなのメンタルヘルス参照: <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>

●昨今のメンタルヘルスについて

我々は日常的に様々なストレスにさらされている。
ストレスがうまく処理できず、溜め込んでしまったり様々なストレスが重なると心や体の不調を引き起こし、**心身症やうつ病など心の病気**にもつながってしまう

●ストレスをためないところがけ（例）

- 忙しいときほど**休憩をこまめに取る**
- 仕事や家事を一人で抱え込まずに同僚や**家族に協力**を求める
- まわりと比べたり、人の噂話に振り回されないようにする

●生活の工夫（例）

- 38℃～40℃のお風呂にゆっくり浸かり、汗と一緒にストレスも流す
- 趣味や旅行などで日常から離れる時間を作る
- 1日3食、できるだけ決まった時間に取り
- バランスの良い食事を心がける



●メンタルヘルスの連携のコツ

- メンタルヘルス不調事例には、その**事例性**と**疾病性**への**両視点**から対応すべき
- 「病状回復」と「就労可能」**の両立を図るべく事業場内外の連携が重要
- 「4つのケア」（「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外資源によるケア」）の担い手には**それぞれの守備範囲**があり、必要な場合は、その連携により不調者へのケアが相互補完される

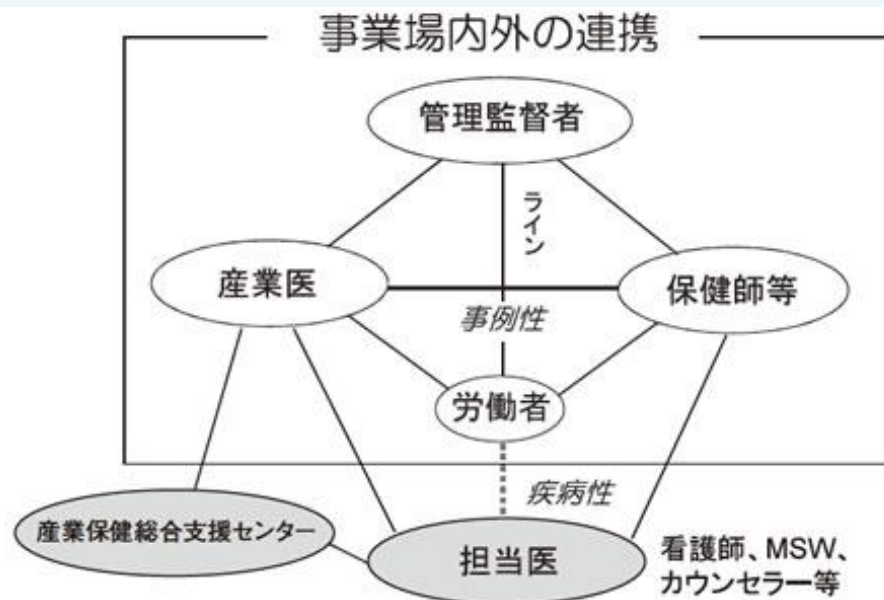


図1 不調者の事例性・疾病性に関わる事業場内外の連携（4つのケアの実効的なリンク^{2,3)}）

● 職場環境改善

職場環境等の改善とは、職場の物理的レイアウト、労働時間、作業方法、組織、人間関係などの職場環境を改善することで、**労働者のストレスを軽減**しメンタルヘルス不調を予防しようとする方法

職場環境等の改善を通じたストレス対策のポイント

1. 過大あるいは過小な仕事量を避け、仕事量に合わせた作業ペースの調整ができること
2. 労働者の社会生活に合わせて勤務形態の配慮がなされていること
3. 仕事の役割や責任が明確であること
4. 仕事の将来や昇進・昇級の機会が明確であること
5. 職場でよい人間関係が保たれていること
6. 仕事の意義が明確にされ、やる気を刺激し、労働者の技術を活用するようにデザインされること
7. 職場での意志決定への参加の機会があること

●自分自身、まわりの同僚の心の病を見逃さないために

- 遅刻や欠勤が増える
- ミスが多くなる
- 口数が少なくなる
- 服装、髪型が乱れる

その人らしくない行動が続いたり、生活面で支障が出ている場合は、早めに専門機関に相談する

ストレスチェックは、自分自身の心の健康度合いを知るための貴重な機会となります。積極的に活用していきましょう。



通勤災害について

衛生委員会 産業医講話資料



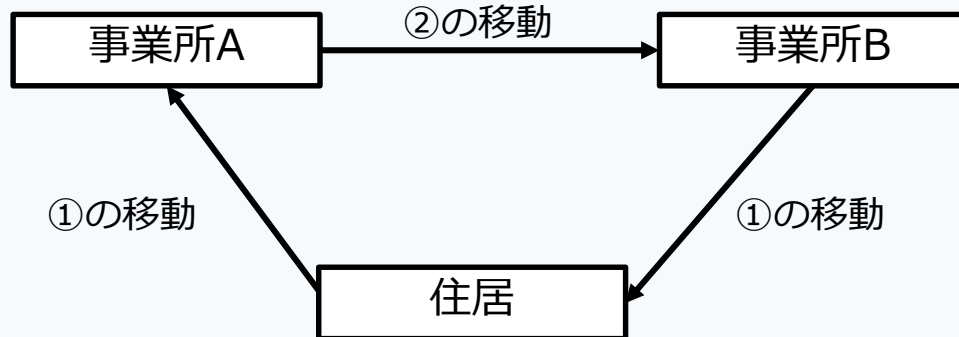
M3 Career

●通勤災害とは…

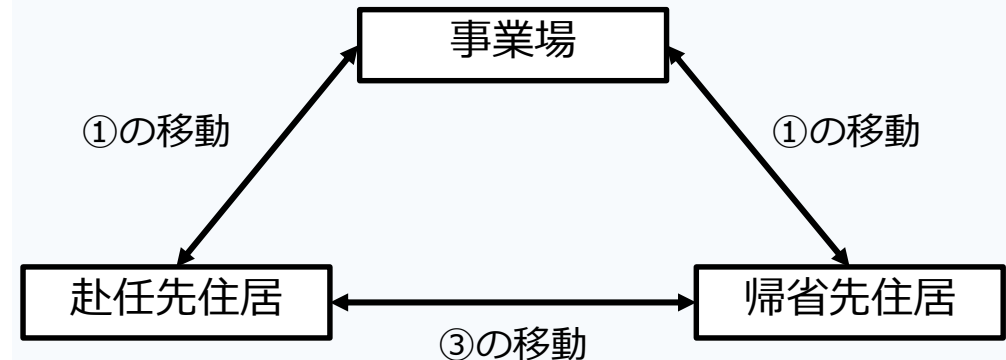
労働者の通勤途上の**負傷・疾病・障害・死亡**のこと
通勤とは、労働者が、**就業に関し**次に掲げる移動を**合理的な経路及び方法**により行うことをいい、**業務の性質を有するものを除く**ものをいう

- ①住居と就業の場所との間の往復
- ②厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

【複数就業者の場合】



【単身赴任者の場合】



【就業との関連性】 (例)

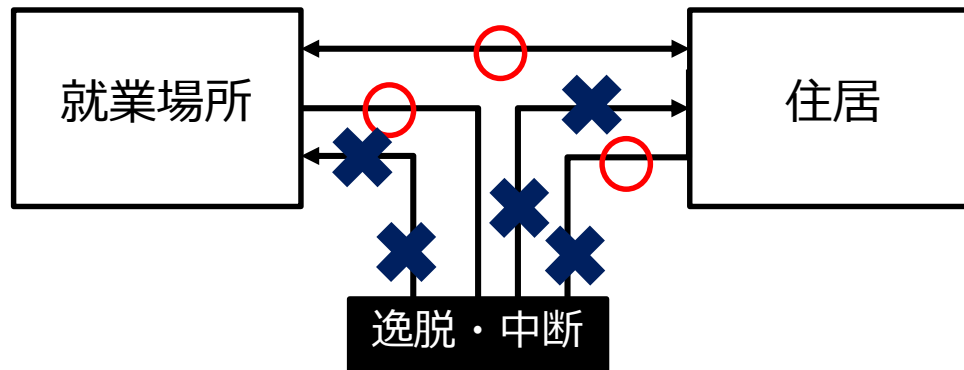
認められるもの	認められないもの
<p>①寝過ごしによる遅刻、ラッシュ回避のための早出など、時刻的に若干の前後があるもの</p> <p>②業務終了後、事業場内でサークル・組合活動（長時間を除く）に参加した後の帰宅</p> <p>③昼休みに自宅と会社を十分余裕をもって往復できるものがする往復行為</p>	<p>①運動部の練習に参加する目的で、午後の遅番の出勤者が朝から住居を出るなど、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に向かう行為</p> <p>②業務終了後、事業内で終業と帰宅との関連性を失わせるほどの長時間にわたるサークル活動・組合活動に参加した後の帰宅</p>

【合理的な経路及び方法】 (例)

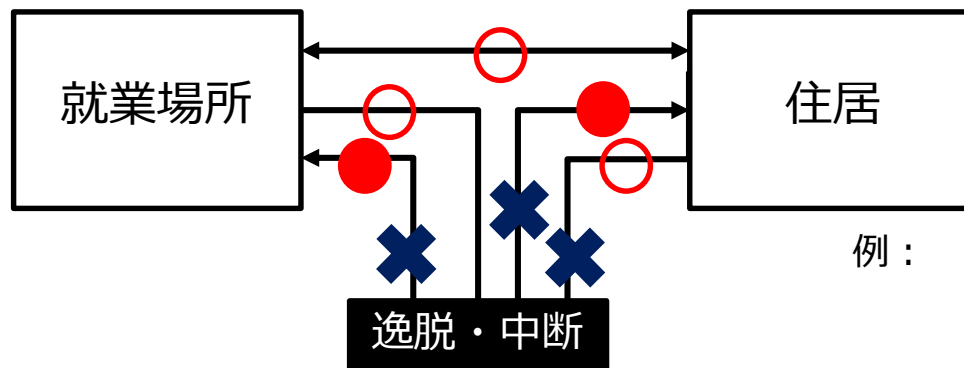
認められるもの	認められないもの
<p>①通勤経路が工事中である等、当日の交通事情により迂回してとる経路</p> <p>②マイカー通勤者が車庫を経由して通る経路</p> <p>③共働きの労働者等が託児所や親戚宅等に子供を預けるためにとる経路</p>	<p>①特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路</p>

● 寄り道した場合どこまで通勤災害？

経路を**逸脱**し、又は移動を**中断**した場合には逸脱又は中断の間、その後の移動は「通勤」とはならない



ただし逸脱又は中断が**日常生活上必要な行為で最小限のもの**は通常経路に**復帰した後は通勤**と認められる



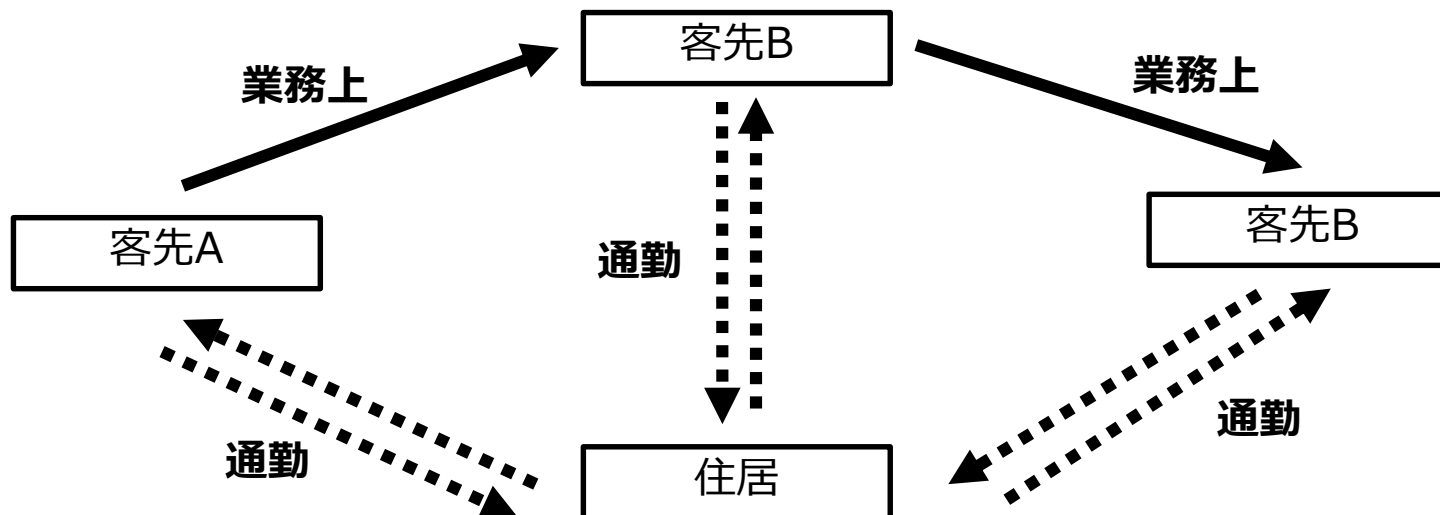
例： 帰途で総菜を購入する場合
理・美容院に立ち寄る場合
病院によって診察を受ける場合 等

● 就業の場所とは…

業務を開始しまたは終了する場所のこと

- (1) 本来の業務を行う場所
- (2) 物品を得意先に届け、そこから直接帰宅する場合の当該届け先
- (3) 全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場 等

外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、**自宅を出て最初の用務先が業務開始の場所**であり、**最後の用務先が業務終了の場所**と認められる



【防止・対策】

- 1：交通規則の遵守
- 2：天候や路面状況を踏まえた安全運転
- 3：自転車であれば傘差しや携帯電話の操作などの危険運転は避ける
- 4：徒歩であれば、視認しづらい場所を避ける、やむを得ない場合は反射材の携行など行う

交通事故発生情報、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の共有や、危険な箇所などを記載した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示するなど防止策のひとつとして考えられます！

積極的に情報共有を行い、意識向上を行っていきましょう！

